

寛永十一年、秋田藩佐竹氏の二つの領知高

渡 辺 英 夫

はじめに

江戸時代が始まって一〇〇年も経つと、秋田藩では藩庁の首脳たちでさえ藩政初頭の自藩領知高に関してはその実態を掴めなくなっていた。秋田藩が幕府から二〇万五八〇〇石余の領知高を正式に認定されたのは、二代藩主佐竹義隆が四代將軍徳川家綱から領知判物を拝領した寛文四年（一六六四）のことで、それ以前のことである。秋田藩の領知高を記した当時の文書を見ても、そこに記された数値の意味がすぐには理解できなくなっていたのである。

秋田藩享保改革を主導した家老今宮大学義透は、その基本政策として領内農村の実勢把握を掲げた。今宮は、藩庫に残された文献の調査を命じ、多くの文書を書き写させた。それ

は、純粹に原典を写し取った複製もあれば、内容を考証して説明を書き加えたものもあった。なかには、寛文から元禄のころに調べられた書類にさらにコメントを付けて再び筆録したのもあった。調査の結果、今宮は秋田藩が幕府に提出した郷村高辻帳に実態と異なる点があることに気付き、その改訂を幕府に願ひ出るのであった。だが、その時点で、今宮には領知高をめぐって幕府と秋田藩とにある問題の本質が見えていなかった。実は、秋田藩が提出した郷村高辻帳は、作成したその時点で、既にある面で実態を離れていたのである。その問題を解明することが、本研究の大きな目的だが、本稿ではその前に、今宮の文献調査によって蓄積された成果に基づき、寛文四年の判物拝領以前、秋田藩では自らの領知高をどのように認識していたのか、この点について検討してみた

い。

今宮の命を受けたと見られる秋田藩士は、享保十一年（一七二六）、島田弾正より佐竹修理に宛てられた年号不記の書状を発見し、次の通りそれを写し取っている。

先日預候尋之由、忝存候、以上

先日被下候御知行高之書付二ツ返進申候。一ツハ高廿六万石余、一ツハ廿三万石余御書付候。此中被仰聞候こと廿五万石之惣高二御書候て可有之。跡ハ御付候て不入事候。将又、権現様より被下候御朱印之うつしも被成可有之。恐惶謹言

十月四日

居判^①

これの裏には、「島田弾正」より「佐修理様」への宛名書きとともに、「享保十一年午七月十八日写」と明記されており、これを筆写した年記がわかる。筆録者は、発見した当時の状況を次のようにその包み紙に記していた。すなわち、この書状は他の書付三通と一緒に、ある木箱に収められ、大事に保管されていたのだった。

権現様御判物被入置候御箱之内ニ有是候嶋田弾正殿書状写彙通、寛永年中之御高書付写三通。

ここで、「権現様御判物」とあるのは、慶長七年七月二十七日付で初代藩主佐竹義宣に宛てて発給された「出羽国之内秋田・仙北両所進置候。全可有御知行候也」とする徳川家康

の領知判物のことだろう。それは、木箱に入れられて大切に保管されていたのである。そして、そこには島田弾正からの書状一通と、寛永年中に記された秋田藩の領知高に関する書付三通も一緒に収められていたという。それに至った経緯は不明ながら、その書状と書付が家康判物と同様に秋田藩にとつて極めて重要なものと考えられ、それゆえ同じ木箱に入れて保管されたのだろう。その保管状況から、これらが秋田藩にとつて貴重な文書であることは、発見したときすぐに理解できたに違いない。筆録者は、同様の写を二部作成し、後世に伝えている。ただ、一方の写の一枚にはその端裏下部に「下書」と記されており、この二部は写を取る際の下書きと、それに基づく浄書だった。

島田の書状には「十月四日」とあるだけで、年記が記されていないなかった。しかし、一緒に保管されていた他の書付三通はいずれも寛永十一年（一六三四）九月二十二日付のものだった。この日付から見ても、これらは三代將軍徳川家光の判物改に關わるものと考えられる。そして、島田弾正は次兵衛利正を指し、彼は寛永八年まで江戸町奉行を勤めた幕府の実力者だった。島田は、『佐竹家譜』の「義宣家譜」や、『梅津政景日記』にもたびたび登場し、初期の秋田藩政において秋田藩はこの島田を通してしばしば老中土井利勝に接触を図っていたことが知られている。

すると、右に引用した十月四日付の島田より秋田藩二代藩主佐竹修理大夫義隆宛の返書は、次のように解される。秋田藩は家光の判物改に際し、自藩の領知高を幕府にどう報告すべきか内々に島田に打診したと見られる。具体的には、二六万石余を記した領知高目録と二三万石余の目録二つを島田のもとに届け、どちらがよいか、その判断を仰いだらしい。文面からは口頭でのやり取りがあったことも窺えるが、結論として島田は右の返書をしたため、秋田藩が申告した領知高の間を取って二五万石の「惣高二御書付候て可有之」と助言したのだった。そしてまた、判物改の際には家康から拝領した判物の原典に写も添えて提出するように、とも口添えしている。

ならば、秋田藩が作成した領知高二六万石余と二三万石余の「書付二ツ」とは如何なるものか。それはつまり、家康判物に領知高が記されず、二代將軍徳川秀忠から領知判物を与えられなかった秋田藩が、三代將軍家光の判物改にどう対処したのか、という問題でもあった。寛永十一年は、前年の正月に初代藩主佐竹義宣が没し、その甥で養嗣子となった義隆が二五歳で二代藩主となり、治世を始めたわずか二年目にあたる。秋田藩にとっては初めて藩主交代を経験した政権移行期ともいえる時期だった。遺領の継承をつつがなく済ませた安堵感のせいも、翌年の判物改に関する史料はほとんど残さ

れていない。その意味で、右の島田利正書状は貴重だが、それは原典ではなかった。写やそれに基づく書留類が何次にもわたって書き継がれ、そこに伝聞も入り交じり、当の秋田藩士でさえ時代を経ると藩政初期の詳しい事情はわからなくなっていたのである。そのため、この問題を考えるには、まず分析の素材となる根拠史料の成り立ちから検証しなければならぬ。

一 秋田藩の郷村高辻帳と正保郷帳

貞享元年（一六八四）、秋田藩三代藩主佐竹義処は、五代將軍徳川綱吉の判物改において佐竹氏の領知高を二〇万石から三〇万石に改めるべく幕閣に内々の働きかけをするよう家老梅津忠宴に指令した。三〇万石を求めた根拠は、前回の寛文四年、四代將軍徳川家綱の判物改に、父の二代藩主佐竹義隆が幕府に提出した郷村高辻帳の時点で、秋田藩は將軍から認定されることになる二〇万石の他に、それと同じ来歴をもつ「古田之過」と、その後の新田高があつて両者を合わせれば一一万石余に達していた。さらにそれから二〇年を経た貞享元年には「古田之過」と新田高は合計で一四万三六三石にもなり、全体としては優に三〇万石を超えていたからだった。だが結局、その働きかけは失敗に終わった。それに絡む一連の動きに関しては、当事者たる梅津忠宴自らの「日記」

に基づいて前稿で検討した。³⁾

それによれば、実は寛文四年の判物改においても藩主義隆には三〇万石認定の希望があったのだが、やはり叶わずに終わっていたことを忠実はその日記に認めていた。ならば、寛文四年、秋田藩が領知高明記の判物を初めて拝領したとき、藩主が三〇万石を目指していたにも拘わらず、二〇万石の郷村高辻帳を作成し、幕府に提出したのは何故か。そして、六郡の高合計が丁度二〇万石となる村高は、何に依拠して導き出されたのか、それが前稿に残された課題だった。

村高は將軍が大名に安堵した領知高を構成する基本単位だった。検地によって村々の高が確定すれば、それらを集計することにより、国郡制に基づく各郡の高が算出され、国の高も自ずと決定した。豊臣秀吉は文祿三年（一五九四）、石田三成を検地奉行に任じて佐竹氏支配の常陸領に太閤検地を実施し、翌年、佐竹義宣に五四万石余を安堵した。そして、それに応じた軍役奉公を佐竹氏に求めたのだった。村高を大名領知高の基本単位として利用したのは徳川幕府も同じだった。これが石高制で、石高を基に家臣団を編成するとともに、その高に基づいて年貢を徴収したから、高は支配階級を秩序付けるものでもあり、支配・被支配の関係を根底から規定する原理でもあった。徳川幕府は、家康・秀忠・家光と代を重ねるごとにこれを文書によって規定する制度を整える。領知

安堵状に大名の領知高を明記し、その高を構成する村々を国郡ごとに書き上げた領知目録を併せ下賜する形式を整備するのである。そのとき、幕府が領知目録を作る資料として利用したのが、諸藩に提出を命じた郷村高辻帳で、このシステムを制度的に確立したのが四代將軍徳川家綱の寛文印知だった。

したがって、理屈から言えば検地に基づく村高の確定が最初にあつて、それらの集積値として大名の領知高が決定されたはずだった。しかし、現実の政治過程では必ずしもそうはならなかった。諸藩は徳川家康から所領を安堵されると、二代將軍徳川秀忠からも、三代將軍家光からも基本的にそれと同じ高が安堵され、丁度その高となるように郷村高辻帳を取りまとめたから、当然、領知目録もそれを反映したものが作られた。この時期は、どこの藩でも急激な勢いで新田開発が推進されていた。新規の開村が相次ぎ、家康時代の古村も旧来の村高に加えて新開地を増やしていった。しかしながら、秀忠が発給した領知判物においても、三代家光においても、大名領知高は「如前々」とあつて、前代の高を踏襲するのが普通だった。したがって、大名領知高の基となつてそれを構成した村高と、実質生産力を反映したそのときどきの村高とは次第に乖離していった。郷村高辻帳ならびに領知目録に記される村々の高は、あくまでもこの前者だったのである。

一方で、この大名領知高を構成する村高は、国絵図にも反映された。出羽・陸奥両国では、正保の国絵図が江戸時代最初の国絵図作成事業だったが、その村形に書き込まれた村高は大名領知高を構成する村高だった。具体的には寛永十一年（一六三四）の徳川家光の判物改のとき、幕府に届け出た村高だったと考えられる。このとき正保国絵図と一緒に作られ幕府に提出された正保郷帳は、この国絵図に書き込まれた村高を書き上げたものだった。つまり、これも新開高を含んだ実勢高ではなく、古高あるいは本田高ともいえる高だった。こうした形式上の村高に関して、当時、幕府と諸藩との間でやり取りされた文書の流れを整理すると、次のようになる。

①家康もしくは秀忠より領知判物の発給。

← ②寛永十一年、家光の判物改で諸藩は右①に記される領知高を構成する郷村高辻帳を作成し幕府に提出。

← ③家光より領知判物および領知目録の下賜。

← ④正保国絵図および正保郷帳を②の郷村高辻帳および③の領知目録に依拠して作成。

← ⑤寛文四年、家網の判物改で諸藩は③の領知判物に記され

た大名領知高を構成する郷村高辻帳を作成し幕府幕府に提出。

← ⑥家網より領知判物および領知目録の下賜。

ここで、寛文四年の判物改⑤・⑥を考えると、大名領知高が変わらない限り、⑤の郷村高辻帳は②の郷村高辻帳と同じになるはずである。しかし、秋田藩の場合、右の①から③の流れの中で所持したのは、高付のない慶長七年の家康判物しかなく、⑤の郷村高辻帳を作るのに下敷きとすべき②の郷村高辻帳がなかった。すると考えられるのは、⑤の前提となるのは④の正保郷帳しか存在しない。秋田藩では、⑤の郷村高辻帳が失われて存在せず、六代將軍徳川家宣の判物改に提出した宝永八年（一七一）の郷村高辻帳の写が唯一残されている。そこに登録された出羽国六郡六二ヶ村の村高合計は丁度二〇万石となり、やはり郷村高辻帳は前回のものが踏襲され、同じ内容が記されていると考えられた。そこで別稿では、この宝永八年郷村高辻帳と正保郷帳写を対比させたところ、各村の村高は一致しないながらも、基本はともに六二ヶ村の同じ村を書き上げることがわかった¹⁾。その結果、秋田藩が初めて作成した郷村高辻帳⑤は、④の正保郷帳を基にしてまとめられた可能性が一段と高まったのだった。

二 黒沢元重覚書

そこで次に、本稿が依拠する基礎史料の成り立ちについて考えてみたい。五代將軍徳川綱吉の判物改に關しては、三代藩主佐竹義処の指令を受けた家老梅津忠実が克明な日記を残していた。忠実が江戸時代初頭の秋田藩政を主導した家老梅津憲忠の実の孫で、寛永二十年（一六四三）の生まれ、寛文五年（一六六五）二三歳の若さで家老となり、貞享元年（一六八四）の判物改のときには四二歳だった。忠実の実父忠国は憲忠の次男で、政景の娘と結婚して政景の嗣となり、六男に恵まれる。ところが、実兄の廉忠が亡くなったため忠国は実家に戻って憲忠の家督を継ぎ、忠国長男の第助を政景の嗣としてその家督を継がせた。忠国は、その後、五人の男子に恵まれたが、次男・三男は相次いで夭逝し、忠国の家督は四男利忠に継承された。ところが、その利忠に男子なく、五男の忠実が兄利忠の嗣となって忠国の家督を継承するのだ⁵た。

一方、政景の家督を継いだ第助は、政景が亡くなった三年後の寛永十三年、子なきまま没したため、忠国の異母弟忠雄が第助没後の嗣となってその家督を継承する。忠雄は慶長十六年（一六一一）の生まれ、万治二年（一六五九）四九歳にして二代藩主佐竹義隆の家老に登用される。寛文四年（一六

六四）の家綱判物改の際には五四歳になっていた。このとき、秋田藩の家老は五人で、最古參の年長者が須田伯耆盛久、次が渋江内膳光久、そして梅津忠雄と続き、その後に寛文二年同時に登用された宇都宮帯刀光綱と大越甚右衛門秀国という構成だった。寛文四年三月、四代將軍徳川家綱の判物改が発令されたとき、藩主義隆は秋田に在国中で、江戸藩邸にいた世子義処のもとには梅津忠雄と渋江光久の兩名が詰めていた。また、そのときの江戸留守居役が黒沢多左衛門元重だった。判物改の対応に關しては、おそらく家老の梅津忠雄も勤中日記を書き留めていたはずだが、その日記は後世に伝えられなかった。そのため、忠実日記のように家老の生の声を聞くことはできない。

しかし、留守居役の黒沢元重がそのときの様子を記録に残していた。ただ残念なことに、それは寛文四年そのときの一次史料ではなく、後になって自らの記憶と何かの記録に基づいて、判物改の實際を振り返って記述した書き留めだった。後世これを黒沢多左衛門覚書とか書付とかよんでいる。そこでは、二代藩主佐竹義隆を指して「鑑照院様」と諡号を用い、その一方で、寛文四年の判物改を説明する場面では、後に三代藩主となる佐竹義処を指して「若殿様」と記している。したがって、この覚書は寛文十一年（一六七二）に義隆が没した後⁶に書かれたものと考えられる。

系譜によれば、黒沢元重は元禄十三年（一七〇〇）、七九歳で没しているので、元和八年（一六二二）の生まれで、実は上曾八右衛門治利の三男だ⁷った。寛永十五年（一六三八）、元重は一七歳で黒沢和泉某の娘婿となってその嗣となり、小姓勤仕から奉公を開始する。この黒沢家は常陸時代から佐竹氏に仕え、義父の和泉はその父らとともに一族して秋田に移り、六郷に居所を構えた佐竹義重に揃って仕えた。そして、和泉は義重から采地二〇〇石を賜っている。慶長十七年（一六一二）、義重の没後は藩主義宣により久保田移住を命じられて大番組に入り、後に足軽大将に任じられる。慶安三年（一六五〇）に和泉が亡くなると元重は二九歳でその家督を継承した。その後、江戸留守居役に任じられ、番方では父の和泉同様「足軽ノ将」となる。役方では、江戸詰めから帰って裏判奉行、秋田仙北惣山奉行、そして郡奉行などを歴任し、一〇〇石を増加されて本知三〇〇石となった。致仕して後、藩主義処より浮木の号を賜っている。

この系譜から窺える通り、黒沢元重は有能な役人で、佐竹義処の信頼も篤かったようである。寛文四年の判物改に関する覚書をはじめとして、義処から佐竹氏の領知に関する過去の文献調査を命じられ、いくつもの記録を残した。しかしそれらの記録が藩庫に留められることはなかった。九代藩主佐竹義和の時代、寛政年間に大番組を勤めた山方太郎左衛門泰

純も黒沢が書き残した文書を所持しており、その中のいくつか「国典類抄」に収録されている。そのとき同書を編纂した担当者は次のようにその典拠を註記していた。⁸すなわち、「山方太郎左衛門泰純所持、黒沢浮木元重、依御意二書上之雑書抜きかき」とあって、黒沢は隠居して浮木の名をいただいた後に、藩主義処の命を受け諸史料の調査にあたったことがわかる。黒沢が筆録した内容は常陸時代にまで遡り、後世これを「雑書」とよび、「国典類抄」の編纂に当たっては、その中から必要な史料が適宜選び出されたのだった。

あるいはそれ以前、秋田藩の享保改革を主導した家老今宮大学義透も黒沢の書付を利用していた。今宮は領内農村の生産力実態を正確に把握しようとした。常陸より移封して一世紀を経た秋田藩では、新田開発が積極的に推し進められ、藩が掌握する村高と実際の生産力に開きが生じていた。中には、古村の農民が自ら住む村方から離れた野地を開墾し、そこを新規開発の村として藩に届け出たものもあった。また、村高の乖離もさることながら、外ヶ沢村と戸賀沢村、新田村と二井田村など、同一の村でありながら色々な村名表記が混在するという問題も抱えていた。

そこで今宮は、正式な村名表示を定め、農民が居住しない村を廃村とするなどして村方を捉え直し、その上で、村々の実質生産力を掌握した。享保十四年（一七二九）、それらを

郡ごとに整理して「黒印吟味覚書」と「黒印高帳」にまとめ、さらには国絵図様式で藩領絵図を作らせている。幕府がおこなった正保・元禄の国絵図作成事業に対比させるなら、この藩領絵図は国絵図に相当し、郷帳に相当したのが黒印高帳だった。ただし、藩領絵図の村形には村名だけが記され、村高の記載はない。こうして藩領農村の掌握を終えた今宮は、翌享保十五年、幕府に届け出である郷村高辻帳には誤りがあるとして、その改正を願ひ出る。そこで、今宮は藩の勘定奉行田崎治左衛門秀満と境目奉行鷲尾彦久郎の兩名を江戸に派遣し、幕府勘定奉行所において折衝に当たるとするよう命じたのだった。

郷村高辻帳は判物改のたびごとに提出され、幕府はそれを点検した上で、領知判物と領知目録を発給したから、郷村高辻帳の改訂を願ひ出た今宮は、それまで秋田藩が受けた判物改の実際を詳しく把握する必要に迫られた。今宮は諸種の史料を探索し、初代藩主佐竹義宣が常陸より移って以降、今宮が仕える五代藩主佐竹義峰に至るまでの各藩主が判物改にどう対処し、どのような領知判物と領知目録を拝領したのかを具に調べ上げた。今宮はそれまでの判物改の実態が解る史料を集め、そこに適宜補足説明を書き加えながら筆録して一冊の簿冊をまとめている。それが、「国典類抄」前編軍部五「御判物并御高辻」に収録される「岡見順平知康所持、御領知之

御判物御拝請之次第」だった。¹⁰⁾

今宮の認めた簿冊がその後どのような経緯で岡見の所持するところとなったのか、また、岡見知康とは如何なる人物なのか、その詳細をいま明らかにすることはできない。だが、「国典類抄」により、後に岡見の所持するところとなった今宮の記録をまずは読んでみよう。今宮は最初にこの書留の作成目的を次のように記している。

御先代「義格公」、御当代「義峯公」従將軍家、御領知之御判物御拝請之次第、正しき記録無之か故、留書等亦之も其証あるべきものを探索せしめ、相知れたる趣一冊に拾綴して後勘の為に記置候。

本稿では史料に句読点を付し、平出と罫字は表現しない。また、今宮が割註形式で書き加えた補足説明の部分については「」を付けて本文一行書きとした。¹¹⁾すると、四代藩主佐竹義格ならびに五代藩主佐竹義峰が、將軍より領知判物を拝領したときの正式な記録が秋田藩にはないのだと今宮はいう。そのため、判物拝領に関するこれまでの記録があつたら、今回は、その根拠まで確かめられるしつかりした史料を探索させることにした。そうして判明した事柄を一冊にまとめ、後世の人間が勘考できるよう記録に留め置く、と今宮は作成の目的を綴っている。そして、続けて三代藩主以前の様子について次のように記している。

義隆公・義処公御兩代御拜請之次第八年曆稍隔を以、猶其精きを不伝といへとも其か所見に及ものを略記して是を追加す。往昔、義宣公当国を始めて封せられ給ふ時のときは星霜ますく、遠くして今や東照宮の御証文「慶長七年七月廿七日」のみならず更に勘る所なし。是故に不及記之者也。

享保十五年戊八月

今宮大学義透^(註)

つまり、二代藩主佐竹義隆や三代藩主佐竹義処の判物拝領の次第は既に歳月を隔て詳しくは伝わっていないが、自ら知るところを書き加えて置くという。それよりも古く初代藩主佐竹義宣が初めて出羽国に封じられたときは星霜久しく、今となつては徳川家康の慶長七年の領知判物において他に考える術はない。したがって、これについては記すに及ばない、と今宮は述べている。ここには、享保十五年（一七三〇）八月と年記があり、これは田崎・鷲尾兩名を江戸に派遣して郷村高辻帳の改訂交渉に当たらせていた最中に、国許で今宮家老が諸書を探索させた結果、それを取りまとめた記録であることがわかる。

秋田藩が初めて領知高明記の領知判物を拝領したのは、寛文四年（一六六四）の二代藩主佐竹義隆だが、今宮はそのときの判物改を黒沢元重の覚書によって把握したのだった。佐竹義隆判物改という項目を立て、そこに但し書きを付けて次

のように記している。

義隆公「鑑照院様」御代御領知御判物御拜受之次第

但黒沢多左衛門元重覚書を以、文法少々用捨して記之、細註のごとく書するものハ其か考也。

すなわち、判物改の具体的な内容については、黒沢元重覚書を底本とするが、表記の微妙なところはその正確な表現に拘泥せずに書き写す、と今宮は断っている。つまり、一文字一文字を正確に筆写したのではないという。これは細かな文章表現には今宮の手になる部分もある、という意味だろう。そして、自らの知見により補足説明できる箇所については、細字で注釈するとも述べている。以下、「」を付けたところが今宮の所見である。したがって、本稿が次の三節で主に依拠する基本史料は、「国典類抄」に収録された今宮義透の手になる記録だが、それは二代藩主佐竹義隆が、四代將軍徳川家綱の判物改を受けた際に江戸留守居役を勤めた黒沢多左衛門元重が後にまとめた覚書を底本とし、そこに今宮が注釈を加えたものだった。

三 寛文四年三月十一日の対策会議

寛文四年三月十一日、秋田藩江戸留守役居黒沢元重は、老中阿部豊後守忠秋に呼び出され、判物改について次の通り申し渡された。

殿有院様「將軍家綱公」御代、寛文四辰三月十一日、阿部豊後守殿「御老中」より被為呼候二付、黒沢多左衛門致參上候得は被為逢候て、此度御朱印被下候二付、小笠原山城守殿「長頼」・永井伊賀守殿「尚庸」を奉行被仰付、書付之通被相心得、尋度儀候ハ、右兩人え可被尋よし被仰渡、老万石已上之御留主居之もの罷出、御書付面々請取候。

右に見える「御朱印」とは四代將軍徳川家綱が発給する領知安堵状を指し、その担当奉行として小笠原山城守長頼と永井伊賀守尚庸の兩名を任命したので、次の書付に従つて対応し、もし質問があれば兩名に尋ねるよう阿部は指示したのだ。この席には黒沢だけでなく、一万石以上の諸藩留守居役が同様に呼び出されていた。老中から渡された書付には次の三ヶ条が記されていた。なお、その日付はこの日より遡つて三月五日付で作成されている。

覚

一 老万石已上之面々え此度領地之御朱印可被下旨二候。
仍之小笠原山城守・永井伊賀守奉行被仰付候事。

一 御代々御朱印処持之面々ハ御朱印写を差添、右兩人御朱印拜見之上、写を可被相渡。勿論郡鄉村高辻注帳面可差出之旨、又御朱印無之衆ハ国郡村領地之高、委細書註之、兩人え可被相渡之事。

一 御朱印之外、御加増拜領御朱印有之候て所替候面々御旨趣具書注之、兩人迄可被差上候事。

右之外、可相伺儀は兩奉行え可被承者也。

三月五日

第一条で小笠原・永井兩名の判物改奉行就任を告げ、第二条で諸藩が提出すべき文書を定めている。それによれば、それまでに拝領している領知安堵状の原典とその写、それに「郷村高辻」を記した帳面を添えるよう命じている。この帳面が郷村高辻帳だった。また、領知安堵状を所持していない大名は、「領地之高」を委細に書き上げて兩奉行に提出せよ、とも指示している。なお、領知安堵状の原典は兩奉行が実際に見て確認した上で藩側に返却し、幕府はその写を受け取ることも明記していた。そして、第三条では本知高の他に加増高があったり、前回の三代將軍徳川家光の判物改以降、「所替」すなわち移封したりした大名は、その趣旨を詳細に記した文書を提出せよ、と指示している。この書付を見た黒沢は、まだ大名領知高が決まっていない秋田藩にとって、第二条にどう対処するか、それが課題となることにすぐ気付いたに違いない。黒沢は藩邸に戻るとすぐに、対策会議となった。

一 同日、豊後守殿より多左衛門被帰、御書付并被仰渡候通、若殿様え「義処公」申上候得は、山城守殿・伊賀守殿え為御使者參候様被仰付候。仍之多左衛門申上候

は、御領地之御朱印御座候かと御両殿御尋可被成候。何と可申上やと奉伺候得は、御朱印有之も無之も御存無之よし御意ニ候故、又候申上候ハ出羽国之内秋田・

仙北被進候、可有御知行之由、権現様「將軍家康公」御朱印ニは無之、御状抔之様結構成御文言ニて在之由、古老共之咄及承候と申上候得は、御前梅津与左衛門「忠雄御家老」罷有、私共も其通ニ承候と申上候。

このとき、二代藩主佐竹義隆は在国中で秋田にいて、江戸には三代藩主となる世子の義処が藩邸を与っていた。義隆は五六歳、初代藩主佐竹義宣が寛永十年（一六三三）に没して以後、三二年の長きにわたって秋田藩を治めていた。その実子義処もすでに二八歳になっていた。この時点で、秋田藩には五人の家老がいて、江戸藩邸には梅津忠雄と渋江光久の兩名が詰め、須田盛久・宇都宮光綱・大越秀国の三名が藩主とともに国許にいた。しかし、渋江はこの年七月、江戸の千住に没しており、この三月ころには既に体調を崩していたと見られる。

三月二十二日、藩主義隆が参勤のため国許を出発すると、同日、世子義処も秋田に向けて江戸藩邸を跡にした。義隆に扈從して大越が江戸に同行しているの、それと交代に渋江は帰国の途につき、その途中で亡くなったらしい。そしてそれより先、五月十日、義処が秋田に着いたころ、もう一人の

家老宇都宮も亡くなっていた。義隆が江戸藩邸に着くと、この年五月は江戸で藩主を支える梅津・大越の両家老と、国許を与る世子と須田家老という陣容となった。

三月十一日、黒沢は藩邸に戻り、老中から渡された書付三ヶ条を世子義処に差し出し、老中阿部より申し渡された通りの内容を報告した。すると義処は、即刻、小笠原・永井両奉行のもとに出向き、その指示を仰ぐよう黒沢に命じる。そこで黒沢は、両奉行より秋田藩に領知安堵状はあるかと尋ねられたら何と返答すべきか、義処に伺いを立てる。すると、義処は安堵状があるのかないのかわからない、という。二八歳の世子義処は、寛永十四年（一六三七）の生まれで、前回、三代將軍徳川家光の判物改がおこなわれた寛永十一年にはまだ生まれていなかった。元和八年（一六二二）生まれの黒沢は、このとき四三歳ながら家光判物に関しては知識がなかった。しかし、家康の判物に関しては、古老から伝え聞いたことがあるので、その内容を次のように申し上げた。

すなわち、「出羽国之内秋田・仙北被進候、可有御知行」との家康安堵状があるはずで、しかもそれは朱印状ではなく家康が花押を書いた判物である。朱印状より判物の方が厚札なのは言うまでもない。家康判物の文面について詳細は定かでないが、「結構成御文言」が記してあると古老より聞いております、と黒沢は言った。すると義処の御前には家老の梅

津忠雄も控えていて、自分もその通りに聞いていると言った。梅津忠雄は三人の中で一番の年長者で慶長十六年（一六一一）の生まれ、五四歳だった。梅津には家光の判物改に関して記憶があり、その知るところを次のように義処に説明している。

大猷院様「將軍家光公」御代戊午「寛永十一年」、諸大名え御朱印被下候時分、廿五万石之御役被成度被仰立候処、相濟不申、御朱印不被差出候と承候。其時分、権現様御証文ハ上り申候や帰り申候哉と申候得共、誰も不存候。其時被返置候ても酉年「明暦三年」之大火事火失仕候哉と申候得共、是以存候者ハ無之故、多左衛門申上候は、御前より之御使參候て御兩殿御尋御朱印之儀、御存不被成とも被申間敷候間、私自分ニ參、豊後守殿被仰渡段申候て、御朱印之儀御尋候ハ、及承候通、権現様御証文、出羽国之内秋田・仙北被下候、高付も無御座被遊候よし。

右史料の文末が少し不自然なのは、黒沢覚書を写し取った今宮が「文法少々用捨して記之」たことによると思われる。寛永十一年の判物改の際に、秋田藩は二五万石の領知高を申請したところ、その願いは認められず、秋田藩に領知安堵状は発給されなかつたと聞いている、と梅津は言った。ここで梅津は、「廿五万石之御役被成度被仰立候」と発言しており、

將軍から認定される領知高を役高と認識していたことがわかる。佐竹氏の大名領知高が確定せず、三代將軍より領知判物が下賜されずとも、既に六〇年以上にわたって秋田藩が出羽六郡を治めてきたのは事実だった。村高に基づいて年貢を徴収し、その高を家臣に配当して家臣団を編成する方式は他藩同様にできていた。梅津家老にとつて將軍の判物に記される領知高は何よりも大名課役の負担基準と考えられたのだった。したがって、決して多ければよいというものではなかつた。

家老の説明を聞いた黒沢は、前回の判物改のとき家康判物は幕府に提出してしまつたのか、それとも返却されたのか、と尋ねた。しかし、梅津をはじめそれに答えられるものは誰もいなかった。そこで、たとえ返却されたとしても、明暦三年（一六五七）の大火で焼失してしまつたのだろうか、と再び問うた。九年前の江戸の大火はまだ記憶に新しかった。しかし、この問いにも誰も答えられなかつた。

そこで黒沢は、次のように自分の考えを申し述べた。藩主義隆の使者として小笠原・永井両奉行のもとに出向き、領知安堵状のことを尋ねられたとき、わかりませんという訳にもいかないのです、老中阿部から直々に書付を渡された自分が使者となつて出向き、阿部老中の指示に従つて両奉行のもとを訪れたことを告げる。そこで、安堵状につき問われたなら、

伝え聞いている通り、秋田藩には將軍家康から与えられた領知判物があり、そこには佐竹氏が出羽国のうち秋田・仙北の地を賜ったことが記されているが、領知高の記載はない、ということの説明する。

以上、結論としては、伝え聞く通り家康判物のことを説明し、家光判物は拝領していない、と返答することで対策会議は落ち着いたようである。そこで黒沢は、両奉行との問答を想定し、予め自分が発言する内容を台本仕立てに整理したのだった。

一 台徳院様「將軍秀忠公」御朱印は無之。大猷院様戊年「寛文十二年」御朱印御改之時分ニハ二拾五万石之御役仕度と修理大夫「義隆公」申上候得共、左様仕候得共、無用とも被仰付ハ無之、御朱印ハ不被下由及承候。其時分ハ拙者若年之事故櫻寛不申候。拙者式之事故、権現様御証文修理大夫終ニ為見申候事無之故、相違可有之由申上、違候ハ、拙者承伝を申上候間、違申候と可申分、御前より被仰遣、相違申候得は如何可有之と与左衛門に申候得は、御前え申上、左様ニ仕候得と若殿様被成御意。

これは、後半の表現が微妙でやや難解な文章になっている。話しの場面に応じて、「修理大夫」と「御前」を使い分けていることがその主な理由である。すなわち、「拙者」黒

沢が判物改奉行に向かつて答える台詞部分では、主君義隆を指して敬称も付けずに修理大夫といい、若殿様義処の前で対策を練る場面では御前と言いつけている。

まず、その台本を確認してみよう。最初に、家康判物の件に続けて將軍秀忠からは領知判物を拝領しなかったことを説明する。そして次の家光の判物改の際には、主君義隆は二五万石の役高を願ひ出たが、幕府からは「左様」とも「無用」とも回答がなく、「御朱印」すなわち領知判物も下されなかつた、と聞いております。そのとき私、黒沢は若年で詳しいことは承知しておりません。また、家康判物については、主君義隆より見せられたこともないので、伝え聞いていることと実際の文面には違いがあるかも知れません。しかし、ここでは伝え聞いていることを申し上げますので、もし相違があつた場合には、後日、主君義隆より報告致します。ここまでが、黒沢が考えた台詞だった。この部分では、「拙者式之事故」の意味が解せない。また、「大猷院様戊年」に「寛文十二年」と細註を付けたのは今宮の誤りだろうか。この点、「国典類抄」の原典を確認してもこのままで、これは「国典類抄」を編纂したときの誤りと、今宮の誤りと二つが絡んでいるのかもしれない。

以上の台詞を確認した上で、今度はもし伝聞と家康判物の文面に食い違いがあつた場合に、どうするか、右の筋書きで

よいか、黒沢は家老の梅津に問い質した。すると梅津は、主君義隆に申し上げてみる、との返答で、若殿様もそうせよ、との考えだった。交渉役を勤める黒沢には、自らの責任に直結する問題だったから、一つひとつ慎重に確認を取り付けたものと思われる。次なる確認事項は、やはり佐竹氏の領知高に關してだった。

一多左衛門又申候は、御役高之事、御両殿御尋被成候儀可有之候。何と可申上かと得御意候得は、二拾万石有之様ニ被聞召候。聡と御存被成す候由、御意ニ候間、猿楽配当米御上ケ被成候杯も二拾万石之御高御座候。是も及承候は権現様御証文御高付無之二付、本多佐渡守殿え何程計之御役高可仕かと浄光院様「義宣公」御尋被成候得は、権現様え被得御意候か、御自分御指図か、拾八万石之御役被成可然之由被仰候二付、初は拾八万石之御役被遊、其以後、台徳院様御代領分高二拾万石余有之間、二拾万石之御役仕度と土井大炊頭殿え浄光院様御申被遊候得は、台徳院様え被得御意候か、御自分之御差図か、二拾万石之御役被成候様ニと被仰候故、夫より二拾万石之御役被遊候様ニ承伝候と申上候得は、与左衛門も左様ニ承候と申上候。仍之御兩殿御尋御座候ハ、此儀をも右之段可申上候哉と得御意候得は、左様ニ仕候得と若殿様被仰付候。

黒沢は、「御役高」のことを両奉行から尋ねられるだろうが、それには何と返答したらよいでしょうか、と申し上げた。すると義処は、二〇万石はあると聞いているという。しかし、義処にその確証はないとのことだったので、黒沢は「猿楽配当米」も領知高二〇万石に相当する額を負担している、と発言した。これも伝え聞くところによれば、家康判物に高付がないので、初代藩主佐竹義宣が本多佐渡守正信に尋ねたところ、一八万石分の役を負担せよとのことであつた。ただし、それは家康の指示を得たものか、正信の判断によるのかはわからないという。いずれにしろ、これは家康と正信が共に存生中のことであつたから、元和二年（一六一六）以前のことと思われる。

その後、二代將軍秀忠の時代になって秋田藩は自藩の高が二〇万石余となつたので、義宣は老中土井利勝に二〇万石分の役を勤めたいと申し出た。するとこれも將軍秀忠の御意を得たものか、土井個人の判断だったのかは不明ながら、土井の指示により二〇万石分の役を果たすことになつたという。以上、黒沢が申し述べると、家老の梅津もそのように聞いていると続けた。そこで、高について両奉行より下問されたなら、このように返答して宜しいか義処に尋ねたところ、義処はそうせよと指示を下したのだった。

藩主義隆が在国中で不在の折、江戸藩邸では世子義処、家

老梅津忠雄、留守居役黒沢元重らによる対策会議が開かれ、以上の内容が確認された。ここで黒沢がいう「猿楽配当米」が何を指すのか不明ながら、初代藩主佐竹義宣の時代、秋田藩は老中本多正信および土井利勝らに接触し、一八万石ないし二〇万石相当の役高を負担した、とする伝聞が藩庁首脳たちにあつたことがわかる。いずれも將軍判物の実物を見た者がいないなか、伝え聞く古老たちの咄しをもとに対応が話されたことだろう。不安を抱えた交渉となることが予測されたことだろう。それにしても、家康判物が幕府に提出され既に藩にはないのか、返却されたにしても明暦の大火で焼失してしまつたのか、世子も家老も知る者がいないという現実には驚かざるを得ない。

近世の文書主義、文書による支配を考えたとき、大名権力にとって將軍から与えられた領知安堵状こそ権限の根幹をなす最も大事な文書ではないか。しかし、秀忠・家光と二代の將軍にわたつて領知判物が与えられず、初代家康の判物さえ所在が判然としていない。それが移封六〇年を経た秋田藩佐竹氏の実状だった。それはまた、四代將軍徳川家綱の寛文印知の意義を一層鮮明にするだろう。幕府は大名の領知高に応じた領知判物と朱印状の文書様式を厳密に整え、その上で、これを一斉に発給することによって支配階級を編成し秩序づける原理として領知高を明確に位置付けたのだつた。以後、

秋田藩も領知判物とそこに記された領知高の意義について認識を新たにすることになる。

そしてまた、秋田藩は高によって家臣を編成し、村方を治める体制をいまいちど整え直す。それは、藩主が家臣一人ひとりに、その所領を安堵した知行御判紙を発給することであり、藩主黒印を以て村高を確定した黒印定書を村方に発行することだった。知行御判紙に関しては一定の開発がなされることに家臣から知行高の改訂願いが出され、御判紙替替がおこなわれた¹⁵⁾。それに対し、村方に宛がった黒印定書は書き替えられず、そのままのももあつて次第に実態から離れていった。

この問題を解決しようとしたのが、家老今宮義透の推し進めた享保改革だった。今宮は領内農村の黒印定書を総点検し、再発行したり、村名だけで村人の居住しない村方を廃村として黒印定書を取り上げたりして整理した。そしてその成果を郡ごとにまとめ、「黒印高帳」六冊に整理したのである。そして、この政策を遂行する過程で過去の判物改に関する史料が探索・調査され、この黒沢元重覚書も発見されて後に「国典類抄」に収録されたのだつた。

寛文四年（一六六四）三月十一日、江戸藩邸で対応を協議した一連の経過を振り返ると、秋田藩佐竹氏にとって大名領知高が専ら「役高」として議論されていることに気付く。そ

こには、大名佐竹家としての体面だとか、他藩と比較した家格だとかいった認識はほとんど窺えない。大名の公称高に關しては、既にこの一七年前の正保四年（一六四七）、出羽国繪圖にその高が明示されていた。それと一緒に提出された正保郷帳には、たとえば次のように記されている。

一高拾八万石

上杉喜平治

一高壹万六千九百九拾四石五斗八升四合

同領新田

（中略）

一高貳拾万九百四拾石壹斗七升五合

佐竹修理大夫

一高七万三千貳百九拾壹石壹斗六升六合

同領新田

このとき、上杉氏米沢藩は拝領高三〇万石余のうち出羽国置賜郡に一八万石を所持し、他に一万六九四石五斗八升四合の新田高があつた。本知高は端數のない一八万石丁度だつた。これに対し時の將軍徳川家光より領知判物を拝領していない佐竹氏秋田藩は本知高二〇万九四〇石一斗七升五合と新田高七万三二九一石一斗六升六合を書き上げていた。出羽国繪圖を取りまとめたのは他ならぬ繪圖元の秋田藩で、この高はいわば秋田藩が自己申告した高だつた。新田高を加えれば二七万石を超える高となる。寛永十一年の家光の判物改の際に、秋田藩が二五万石を願ひ出たとする伝承も、十分に肯けるだろう。出羽国最大の国持大名として誇りを持ち、秋田藩の首脳たちはこれで面目が保たれたと考えていたのだろう

か。仮にそうだとして、寛文四年の判物改に対応を協議した場面で、この国繪圖事業に話しが及ばなかったのは何故なのだろう。世子義処に正保国繪圖に關する知識がなかったとしても、梅津と黒沢は正保年間すでに二七万石余の実高を保持していたことは知っていたはずである。そしてもし、彼らに領知高が大名家の家格に關わるという強い認識があつたなら、正保国繪圖を根拠にしたたとえば二五万石の認定に向けて策を練つたのではないだろうか。しかしながら、そうした動きは窺えず、彼らは領知高を大名の役高として捉えるばかりだつた。

この点は、次の五代將軍徳川綱吉の判物改で、秋田藩が三〇万石の拝領高を画策したのとは明確に違つていた。寛文印知は大名領知高を以て大名の家格を規定し秩序づけることに成功したのである。だからこそ、貞享元年（一六八四）、秋田藩は細く遠い伝を頼りに三〇万石昇格を目論んだのだつた。しかし、伝聞によれば秋田藩は二〇万石の公称高が確定する以前、初代藩主佐竹義宣は老中土井利勝より二〇万石の役高を命じられたといい、次の藩主義隆は將軍家光に二五万石の領知高を届け出たという。そして実は、寛文四年、江戸藩邸で協議された対応策とは違い、藩主義隆は密かに三〇万石を願つていた。この点は、寛文四年四月十三日、小笠原・永井両奉行のもとでおこなわれた判物改の実際と絡め、次稿

で触れたい。ただし、かつて義隆が二五万石を届け出たとする点については、必ずしも秋田藩側が積極的に主張したものではなかった。その点について考えていきたい。

四 政景日記に見る秋田藩の六ツ成高

初代藩主佐竹義宣が本多正信の指示により一八万石の役高となつたという伝聞については、それを裏付ける史料を見つけれない。だが、二代将軍徳川秀忠の時代、秋田藩が二〇万石余の実高を保持していた点については、「梅津政景日記」から知ることができる。政景は、寛永四年（一六二七）十月九日の条に次の通り記している。

一、秋田・仙北御知行高之一緋預被置候。被仰付分ハ、来春山々御運上罷上候時、能々開高細候て指上候へと半右衛門二可申付由、被仰出候。寛永仁年仁月七日迄之目録之写、八万六千六拾三石九斗五升七合ハ秋田本田分、拾三万三千百五拾石六斗八升五合ハ仙北本田分、右二口六つ成ニメ仁拾三万三千五百三十三石五斗三合、新開壹万四千七百仁拾三石六斗壹升仁合、内仁千貳百七拾仁石六斗壹升一合ハ御蔵入分、壹万貳千四百五十壹石ハ給人ニ被下候御印判ノ分、右成不定。

このとき江戸にあつた藩主義宣は、国許の家老梅津半右衛門憲忠に書を送り、翌寛永五年の「山々御運上」に向け「開

高」をよくよく調べて報告するよう命じてきた。兄憲忠からそれを知らされた惣山奉行の政景は、二年前の寛永二年二月七日メの知行目録の写を所持していたので、それを以て江戸に報告し、自らの日記にもそれを書き留めたのだつた。この目録に記された高が何に基づいているのかはわからない。「二月七日迄之目録」という記述からすると、どうも総検地に関わるものではないらしい。末尾に見える「給人ニ被下候御印判ノ分」という書きぶりからすると、秋田藩の知行御判紙の制度に関わるのではないかと思われる。秋田藩では藩主が黒印状をもって家臣の知行を安堵した。その印判状を知行御判紙というが、それを集計した結果が何かの理由で二年前の二月七日締めで作成されていたのではないかと思われる。

政景時代の実態は不詳ながら、後世の事例によれば、秋田藩では家臣が本知高以外の田地を新規に開発または購入などして入手すると、その高を本知高として認定するよう藩に申請する制度が整えられた。申請が受理されて調べを受け、新開高が本知高に加えられると、藩主の印判状が作り替えられ新しいものが発給された。これを御判紙書替という。この申請は新開高が一定の大きさに達すると随時おこなわれた。政景の時代には新田分知といつて、武家の次男や三男に嫡子知行高の一部を分与して一家を興すことが盛んにおこなわれたので、給人たちは新田開発に努め、御判紙書替も繰り返され

た。右に引用した政景日記で、新開高の八割以上を給人知行高が占めていることからその様子が窺える。ただし、政景がその跡に続けて記した「右成不定」の意味がよくわからない。この点は今後の検討課題となる。

政景日記によれば、新開高は二二七二石六斗一升一合の蔵入分と一万二四五一石の給人知行分を合わせると、一万四七二石六斗一升一合となつて、一合の誤差で計算が合う。これに対し、本田高の計算はそう単純なものではなかった。まず、家康判物が「出羽国之内秋田・仙北両所置置候」と記す通り、政景も下筋三郡の秋田分と、上筋三郡の仙北分に分けて本田高を掌握している。藩領北部の秋田分が八万六〇六三石九斗五升七合だったのに、南部の仙北分はその一・五倍を超える一三万三一五〇石六斗八升五合で、藩領南部が秋田藩の穀倉地帯となつてることがわかる。この二つを合わせるると、その高は二二万九二二四石六斗四升二合となるはずだが、政景の記す高は別だった。「二口六つ成メ」と但し書きを付けて、二三万三五三〇石五斗三合が秋田・仙北の本田高合計だった。

この点に關しては、後の秋田藩士もその意味をすぐには理解できなかつたらしい。「国典類抄」も疑念を呈している。前編軍部三「御判紙并御高辻」の部では、右の政景日記を収録したその後に続けて、次の一文を収めている。

但、後々考二両筆合式拾壹万九千貳百拾四石六斗四升壹合不足也。新田之末二成不定と在之を以考ル二両筆本田之内二ハ六ツ以上之免在之を六ツ成と直して都合致候かと有り、右二口六ツ成二入と有之を以、此考勿論とす。

この但し書きは、一読しただけでは意味を取るのが難しい。それは、ここには時代を異にする二人の主語があるからだった。右の文章は次のように三つの時代に分けて考える必要がある。

a 最初に、政景が寛永四年十月九日の条に基となる記事を確認した。

b 後世、何者かが政景日記のこの条文を写し取り、そこに解説を書き加えた。

c そして最後に、「国典類抄」の編纂者がそのbをふまえてさらにコメントを追記した。

bの人物について考えると、「国典類抄」はこの史料を「浄光院様御代」、つまり初代藩主佐竹義宣の時代のものと判定し、その「年月日不知」の項目に収めたが、その典拠を明示していなかった。この史料の前後には「年月日不知」の項目で山方泰純が所持していた書付が収録されている。また、この前編軍部三の最初の史料は、「山方太郎左衛門泰純所持、黒沢浮木元重依御意二書上之雜書抜きかき」だった。そこで仮に右のbに相当する人物を黒沢元重と推定してみよう。す

なわち、寛文四年の判物改を担当した黒沢が隠居後、三代藩主佐竹義旭の命により秋田藩佐竹氏の領知高に關する文献調査をおこない、その過程で政景日記のこの条文を発見・筆録し、その疑問点に解説を加えた、という推論である。勿論、その確証はなく、それは黒沢以外の人物だったかもしれない。もしかしたら、山方自身が黒沢書付を筆録してそこに解説を書き加えたのかもしれない。

大事なのは、政景日記の条文を写し取った人物が書いたその内容だった。それは次のように解釈できる。後世になって政景日記の条文をよくよく考えてみると、政景が記す秋田分と仙北分の本田高二口を合わせるなら計算上は二万九二一四石六斗四升二合となり、政景が記す二万三三三〇石五斗三合には不足する。ここでは便宜上、黒沢元重がこの部分を書き写したとして説明するなら、黒沢はその理由を次のように考えた。政景が新田の高を蔵入分と給人分に分けて記し、その後に「成不定」と書いているところから考えて、秋田・仙北の本田高には蔵入分と給人分があつて、中には免が六ツ以上のあるところがあつて、それらをみな免六ツに換算し、それを集計すると、その結果は二三万石余の高になるのではないか、そう黒沢は推測した。

そしてその後、「国典類抄」にこれを収録した編者が、「右二口六ツ成二入と有之を以、此考勿論とす」と付け加えたの

だった。つまり、政景が秋田分と仙北分の本田高を「六ツ成」に直したと記していることから考えて、bの考証はもつともなことだ、間違いない、と補足したのである。なお、ここで「六ツ成二入」とあるのは「六ツ成ニメ」の誤記と考えたい。

これを参考に政景日記の記述をもう一度考えてみよう。秋田・仙北二口の本田分を単純計算した二万石余と、それを六ツ成にした二三万石余とが共に同じ年貢量を表している、すなわち、給人にとつてそのいづれでも年貢徴収分は同じになると考えるなら、計算値二万石余の年貢率を a として、それらを掛け算して得られる年貢量は、換算値の二三万石余に年貢率 0.6 を乗じた量に一致するという方程式が成り立つ。これを解くと、 a は六三・九パーセントという途方もない高率の免となる。勿論、これが現実でないことは言うまでもない。

そもそも、「六ツ成」という免自体が実質年貢率ではないだろう。これは、ある高を算出する際の係数ともいえる基準の年貢率だった。そして、bで考証されたように、秋田藩では本田でも蔵入分と給人分では免が異なり、しかもそれは一律ではなかった。単純計算した二万石余の本田高のある部分には、「六ツ以上之免」があつたのである。その部分がどこにどれほどあつたのか、政景はその詳細を目標で把握しつつも、日記に記すことはなかった。寛永二年二月七日の目

録にはそれが詳しく書き上げられていたに違いない。その一つひとつを秋田藩が基準年貢率として用いた「六ツ成」に変換して高を集計すると、政景が記す二万三三三〇・五〇三石という高になる、と考えられる。これは秋田藩固有の当高の問題だった。「国典類抄」は以上の史料を収録した後に続けて、この高が「御家中御配当高」に関係していることを説明していた。²⁰⁾

初代藩主佐竹義宣の時代、老中土井利勝を通して秋田藩が二〇万石の役高となったとする伝承については、その詳細を知る文書を確認できない。だが、政景日記により寛永の初年、すでに秋田藩が二〇万石を超える実高に達していたことは間違いないだろう。そしてまた、秋田藩は免次第で見掛けの高が変動したのだった。一般的には、検地によって高が決まるとその高は動かない。検地高を固定した上で、水損・旱損などを考慮しその分を控除した高に免を勘案して年貢量を決めるのが基本だろう。高を変えるには検地をやり直して竿の長さを変えたり、石盛りを操作したりするしかなかった。そうして得られた検地高が何よりの基盤だから、免を操作して高が変わることは考え難い。ところが、秋田藩は違っていた。一度付けた高に免を操作して別の高に変換するのである。しかもその際の基準免は六ツ成という実質年貢率とは異なるある種の係数だった。実際の操作は、免を六ツにして年貢量が

変わらないようにするには高をどう決めればよいか、という考え方で高を逆算したのである。それは、寛永十一年（一六三四）九月、秋田藩が幕府の有力者島田利正に打診した次の二つの領知高目録からも知ることができる。

五 寛永十一年、二つの領知高目録

寛永十一年と見られる十月四日付、島田利正より佐竹義隆に宛てた書状には、秋田藩の領知高を記した書付三通も一緒に添えられていた。まずその一つ、領知高二三万石余の目録 I をあげてみよう。

秋田・仙北知行高目録

一 高三万五千四百三拾三石	仙北ノ内
内 三万七千八百八拾三石也	雄勝郡
同 三千六百五拾石也	本 田
	新 田
	同内
一 高五万六千四百四拾八石	平鹿郡
内 四万八千七百九拾石也	本 田
同 七千六百五拾八石也	新 田
	同内
一 高五万四千四百式拾九石	山本郡
内 四万四千七百九拾九石也	本 田

表1 秋田藩の領知高・六ツ成高

寛永11年(1634)9月

	本 田	新 田	計
雄勝郡	31,783	3,650	35,433
平鹿郡	48,790	7,658	56,448
山本郡	44,799	6,630	51,429
仙北分	<125,372>	<17,938>	<143,310>
秋田分	74,734	14,049	88,783
惣高合	200,106	31,987	232,093

同六千六百三拾石也
 一高八万八千七百八拾三石

内七万四千七百三拾四石

同壹万四千四拾九石

「六ツ成」(付札)

惣高合貳拾三万貳千九拾三石

内貳拾万百六石也

同三万九百八拾七石也

寛永拾壹年

九月廿二日^②

新田

秋田分

本田

新田

本田

新田

この目録には、秋田藩の惣高が二三万二〇九三石と記されている。これを表1にまためてみた。計算によって得られる数値には(〜)を付けて区別すると、記載される数値と計算値には齟齬がなく、計算はすべて矛盾なく一致する。ただし、「秋田・仙北知行高目録」という題目に反し、上筋三郡の仙北分から先に記し、しかもその仙北分は

雄勝・平鹿・山本の各郡ごとに本田と新田の内訳を書き上げているのに、下筋三郡については秋田分として一括され、各郡の高内訳は記されていない。この一三年後、正保四年(一六四七)につくられた正保国絵図によれば、当時秋田藩では郡名の呼称が混乱しており、上筋三郡に位置した仙北郡は山本郡とされ、下筋では後の河辺郡が豊島郡、山本郡が檜山郡とよばれていた。なぜ上筋三郡だけ詳しく各郡の高内訳が記され、秋田分はそうされなかったのか、その理由はわからない。その点是不明ながら、記載される数値を単純計算して間違いはなく、これを見た島田が不審に思うこともなかったろう。

ただし、これを享保十一年(一七二六)に写し取った秋田藩士は、ここに記される高が「六ツ成」高であることを見抜いていた。すなわち、免を六ツにして適正な年貢量を得られるように逆算された高がここに記されているのである。「惣高合」の右肩に「六ツ成」の付札を貼り、そのことを伝えていく。勿論それは、家老の今官に報告するための注釈と見られる。秋田藩はこうして操作された高を以て家臣知行高として用いたのであり、このような家臣に知行高を配当できるように操作した高が当高だった。したがって、当高は家臣配当高の略と考えられる。右の知行高目録は六ツ成高の当高表示だったのである。

一方、秋田藩が島田に提示したもう一つの知行高目録Ⅱは次の通り、二六万石余だった。

秋田・仙北知行高目録

(ア)	一高七万四千七百三拾四石	秋田分本田
(イ)	一高貳万八千三百九拾三石	同分 新田
(ウ)	一高拾貳万五千三百七拾貳石	仙北分本田
(エ)	一高三万五千五百八拾貳石	同分 新田
	「六ツ成」(付札)	
(オ)	右本田ノ貳拾万百六石	
	「三ツ成」(付札)	
(カ)	同新田ノ六万三千九百七拾五石	
(キ)	右新田六ツ成高ニメ三万九百八拾七石	
(ク)	惣高合貳拾六万四千八拾壹石	
(ケ)	但六ツ成ニメ高貳拾三万貳千九拾三石	
	寛永拾壹年	
	九月廿二日 ²²⁾	

説明の便宜上、目録の各項目に(ア)から(ケ)まで記号を付け、同様にして表2に整理した。するとここでも、筆録者は(オ)と(カ)の二項目に付札を貼って注意を喚起している。また、(オ)は六ツ成高だという。それは、(ア)の秋田分本田と(ウ)仙北分本田を合計したもので、計算値もそれに矛盾なく一致する。ところが、新田高を合わせた(カ)項目は「三ツ成」

表2 秋田藩の領知高・新田三ツ成高 寛永11年(1634)9月

	本 田	新 田	計
秋田分	(ア) 74,734	(イ) 28,393	<103,127>
仙北分	(ウ) 125,372	(エ) 35,582	<160,954>
惣高合 新田三ツ	(オ) 200,106 (六ツ成)	(カ) 63,975 (三ツ成)	(ク) 264,081
惣高合 新田六ツ		(キ) 31,987 (六ツ成)	(ケ) 232,093 (六ツ成)

にした高だという。秋田分新田(イ)と仙北分新田(エ)を単純合計すると間違いなく(カ)の記載値となるが、それは三ツ成高だった。単純に免が半分というのはやや問題だが、本田に対して新田の方が免が低いのは自然で、この目録に閉じた世界で見ればこれらの記載に何の疑念も生じなかった。

その上で、六ツ成高の本田合計(オ)と三ツ成高の新田合計(カ)を合わせると「惣高合」(ク)は、二六万四〇八一石と算出される。そして、この値は(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)の四項目を単純合計した計算値にも一致し、やはりここでも目録表記上の疑問はない。「六ツ成」と「三ツ成」の二つの付札がない目録原典を見た島田は、記載される数値が計算値に合致しているのだから、この目録を合点し不審に思うこともなかったろう。そこで秋田藩は念を入れ、もう一方の二三万石余とする知行高目録Ⅰと、この目録Ⅱの関係を説明して

(キ)と(ケ)の補足項目を付け加えている。すなわち、(カ)の新田高合計の三ツ成高を「六ツ成ニメ」、つまり免六ツに変換するなら、(キ)の三万一九八七石となり、こうして得られた六ツ成高同士。本田合計(オ)と新田合計(キ)を合わせると(ケ)の「惣高合」は二三万二〇九三石となる、と但し書きを付けて説明したのであった。この高は、前に確認したもう一方の知行高目録Ⅰの「惣高合」に等しい。こうして秋田藩は、この二つの目録が互いに整合性を持って正しいことを島田に伝えようとしたものと考えられる。島田は、記載される数値を単純に足し算して一石の誤りもなく計算されながら、結果として二つの異なる知行高が導き出されるこの二つの目録を見て、何か狐につままれたような錯覚を覚えたのではないだろうか。そしてそれは、我々も同様だろう。

六 一五万石の領知目録

寛永十一年九月二十二日付で秋田藩は二三万二〇九三石の知行高目録と、二六万四〇八一石という二つの知行高目録を作成し、そのいずれを採用すべきか島田利正に打診した。記載に誤りはなく、目録同士の関係性も理解できた。しかし、何か釈然としない。何かが違うていた。それは高に対する秋田藩の根本的な捉え方だった。

通常は検地によって高が算出されると、その高は動かず、

後は年貢率たる免に従って年貢量が決定された。川欠けや旱損など自然災害を要因として基礎となる高が減免されることもあれば、免を操作してその分を控除する方法もあった。したがって、年々の年貢量はわずかだが変動するのが常だった。間竿と斗代を決めた検地によって高を定め、そこに免を加味して年貢量を算出するのが基本であり、その高が知行高だった。主君より知行を安堵されると、あとはその知行主が免を定めて年貢を徴収するのである。將軍と大名の関係も、大名と家臣の関係もこうした知行高で結ばれていた。理念的には免の決定は知行を安堵された側の権限だが、諸藩は幕府直轄領の免を参考とし、家臣たちは大名蔵入地の免に倣い、年貢率は次第に平準化していった。しかし、このような高と免に関する一般的な理解は、秋田藩では通用しなかった。

二六万四〇八一石の知行高目録Ⅱをもう一度見てみよう。新田高合計の(カ)六万三九七五石を、「六ツ成ニメ」て(キ)三万一九八七石と変換した方程式を考えるなら、(カ)の高に免〇・三を乗じた値と、(キ)の高に免〇・六を掛けた値は斗升合を切り捨てて共に一万九一九二石となって一致する。すなわち、六ツ成に換算した場合の新田高合計(キ)をX石とすると、Xは $X石 \times 〇・六 \parallel 六万三九七五石 \times 〇・三$ の解として算出される。これはつまり、高に免を掛けて得られる値、すなわち年貢量が同じになるように秋田藩が操作しているこ

との現れだった。その年貢量は農民が負担する大きさを示すとともに家臣たちが得る経済的保障の大きさでもあった。

常陸領を没収され、領知高も示されないまま秋田に移封した佐竹氏は、入封した当初、新領地の正確な村高を把握することもままならなかったと思われる。そうした状況下で、一揆など起こらぬよう年貢徴収には細心の注意を払い、同時に常陸から臣従してきた家臣一同に知行を安堵し家臣団を編成しなければならなかった。この難しい課題に同時に対処しなければならなかったのである。家臣たちが村方から年貢を徴収するのに恣意があつてはならず、また、同じ高でありながら宛がわれた時と場所によって年貢徴収額に差があつてはならなかった。ここで一番問題だったのは時間差だった。

現地の治安も不安定な状況で掌握した村高と、入封して十数年の時を経た後の検地で把握した村高とで、そこに質的な差があつてはならなかった。入封直後、村方に自己申告させた指出検地では、そのときの村勢実態より低めの村高が報告されたことが容易に想像される。その指出検地に基づいて家臣に知行高を配当したあとで、その高と、大坂の陣の最中に実施された総検地で掌握された高とに質的な差があつてはならなかった。あるいは、新田開発の成果を随時検地して、その高を本知高に繰り入れるとき、移封直後に安堵した知行高と新田の検地高とで質的な差があつてはならなかった。藩と

しては、家臣に配当する高を均質にならす必要があつたのである。秋田藩にとつて検地とは、このように均質な高を算出することであり、家臣配当高として使える数値を導き出す作業だった。

ここで大事なのは、免を操作すれば年貢量が変わるのではなく、高の方が変動するというその独自の考え方だった。免三ツでも六ツでも年貢量は不変で、その免に従つて高が変わるのである。この点を鳥田に打診した二つの知行高目録に即して考えるなら、この目録に書き上げられた高は、免から逆算された数値であり、単純な検地高の集計値ではなかった。惣高二三万石余とあるのは秋田分と仙北三郡のそれぞれ本田と新田について、免を六ツとして逆算すればこのような高が割り出されるという数値だったのである。無論、生産力の六割を年貢徴収することなどあり得ず、この場合の免六ツは年貢率というよりも、ある種の係数と理解すべきだろう。そして、新田分を係数〇・三で逆算し、係数〇・六で算出された本田分と合算するなら二六万石余の惣高が導き出されるのだった。これを仮に、免を四ツ五分として〇・四五の係数を用いるなら、秋田藩の惣高はそれに応じた数値が導き出されたことだろう。肝要なのは、そのいずれの場合であろうとも、農民の負担は同じであり、蔵入分と給人分の年貢徴収高合計もまた変わらないという点である。この方式は、給人による

年貢徴収の恣意性を排除して村方の反発を抑え、同時に給人配当高の均質化も実現するという工夫だった。この方式は秋田藩が辿り着いた一つの到達点といつてよいだろう。

秋田藩から二つの知行高目録が提示され、そのいずれが適当かと打診された島田利正が、このような秋田藩における特異な高操作の在り方を理解できたとは思えない。秋田分の新田高は、一方の目録Ⅰでは一万四〇四九石と記されながら、もう一方の目録Ⅱでは二万八三九三石だった。もし島田がこのことに気付いたなら、不審に思ったに違いない。しかし、目録単体で見ると、そこに記された数値はすべてその計算値に狂いはなかった。いま、この二つの知行高目録ⅠとⅡだけでは、秋田分新田高とされる二つの高について、その関係を合理的に説明することはできない。

島田が下した結論は、惣高二三万石余と二六万石余の間を取って二五万石丁度にせよ、とするものだった。その結果、秋田藩は次の通りもう一つの知行高目録Ⅲを作成した。

秋田・仙北知行高目録

一 高七万四千七百石	秋田分本田
一 高貳万石	同分 新田
一 高拾貳万五千三百石	仙北分本田
一 高三万石	同分 新田
右 高メ式拾五万石	

内五万石ハ新田

寛永拾壹年

九月廿二日⁽²⁾

右の日付は九月二十二日とあるが、これが十月四日付で返信された島田からの書状を受けて作られたことは間違いないだろう。おそらく秋田藩は、寛永十一年十月、三代將軍徳川家光の判物改で、家康判物の原典とその写にこの二五万石丁度の知行高目録を添えて幕府に提出したものと思われる。本田分は、秋田分、仙北分ともに秋田藩が六ツ成高で作成した高に近い数値が選ばれている。それに対し、新田分は何とも切りのいい数値を以て惣高二五万石が導き出されたのだった。

しかし、幕府が秋田藩のこの申請を受け付けることはなかった。伝承される通り、二五万石の申請に可とも否とも返答はなく、家康判物の原典が返却されただけで、家光から佐竹義隆に領知判物が下賜されることはなかった。寛文四年、家網の判物改対策を協議したとき、家老の梅津忠雄が記憶していた内容はこの通り間違っていないのである。

おわりに

以上により、寛永十一年、秋田藩が考えた二つの領知高に関する検討を終える。この二つの高はともに活かされること

なく、その間を取った二五万石の領知高もまた幕府が認定することはなかった。この検証を通し、秋田藩にとつての領知高とは、ある種係数ともいえる免を操作することによって得られる数値だったことが理解できた。確定した高が根本にあるのではなく、高は後から逆算されるものだったのである。秋田藩の閉じられた世界では、そこに何の問題もなかった。秋田藩は將軍から領知高を認定されずとも、年貢徴収も家臣団編成もつががなくおこなえる独自方式を編み出していたのである。

この前提に立ったとき、幕府と藩の間に取り交わされる大名領知高は、何よりも大名課役を決める役高と認識されて当然だった。寛文四年の四代將軍徳川家綱の判物改で、その対応を協議した場面において、世子をはじめ秋田藩の首脳たちに領知高を大名家格の面から捉える認識が窺えなかったのは、この独自方式のゆえだった。秋田藩における高は後から逆算された見掛けの値に過ぎなかったのである。

しかし、寛文印知によって大名領知高が軍役高の基本であるばかりか、大名家格をも規定するという幕府の体制が整えられると、秋田藩においても領知高に対する認識を変えざるを得なくなる。それゆえ、五代將軍徳川綱吉の判物改では内々に三〇万石への昇格を果たすべく政治工作が試みられたのだった。この点に関しては前稿に検討した通りである。そこ

で次は、秋田藩佐竹氏の領知高二〇万石が確定する寛文四年の判物改の具体的過程を解明することが課題となる。それは、藩主佐竹義隆が参勤交代で江戸に向かう途中、寛文四年四月から、藩邸に到着した直後、五月六月の政治日程だった。

註

- (1) 秋田県公文書館所蔵、A S三一七―一四―一四「嶋田弾正書状（寛永十一年）」。なお、A S三一七―一四―二―一は、これの下書きと見られる。
- (2) 秋田県公文書館所蔵、A S三一七―一四―一―一「秋田・仙北知行高目録」の包紙。
- (3) 拙稿「貞享元年、秋田藩三〇万石昇格運動と郷村高辻帳」〔秋大史学〕五九号、二〇一三年三月。
- (4) 拙稿「秋田藩、宝永八年郷村高辻帳と正保郷帳」〔秋田大学教育文化学部研究紀要〕人文科学・社会科学部門 第六九集、二〇一四年三月。
- (5) 梅津一族に関する系譜は「大日本古記録 梅津政景日記 九」（東京大学史料編纂所編、岩波書店刊、一九八四年六月）所収の系図に依る。
- (6) 「秋田県史 資料 近世編上」（秋田県編、歴史図書社刊、一九七九年九月）所収、「歴代家老名譜」一一二頁。
- (7) 秋田県公文書館所蔵、県A―二八八・二―一五九〇―一三三黒

沢氏系譜」。

- (8) 「国典類抄 第十卷 軍部全」(秋田県立図書館編、秋田県教育委員会発行、一九八〇年) 五五頁。秋田県公文書館所蔵、AS二〇九—一七一「国典類抄」の「前編軍部三 御判物并御高辻」。
- (9) 秋田藩の「黒印高帳」に関しては、半田市太郎氏が「秋田藩における天和四年黒印高について」および「秋田藩における享保一四年黒印高について」(「秋田経済法科大学付属経済研究所報」一二号、一三号、共に一九八六年) において詳細な計量分析をおこなっている。
- (10) 前掲註(8)の「国典類抄 第十卷 軍部全」一六五頁。
- (11) 「国典類抄」に収録される「岡見順平知康所持、御領知之御判物御拝請之次第」の割註の中には、「国典類抄」の編者が記したと見られるものもある。しかし、それと今宮の記した注釈とを峻別することは困難で、ここでは仮に今宮が付けた補註と推定しておく。
- (12) この記述により、「岡見順平知康所持、御領知之御判物御拝請之次第」が今宮義透によってまとめられた編纂物であることが判明する。
- (13) 以下、第三説で引用する史料は、後掲註(16)の「出羽国知行高目録」を除き、すべて前掲註(10)の「岡見順平知康所持、御領知之御判物御拝請之次第」に依る。
- (14) 「佐竹家譜 中」佐竹第二十二世 義隆家譜、ならびに佐

竹第二十三世 義処家譜(原武男校訂、東洋書院、一九八九年)。

- (15) 現状では秋田藩の御判紙書替に関する研究は、ほとんどその蓄積がない。「横手市史 史料編 近世Ⅱ」(横手市編・発行、二〇〇九年) により横手給人の知行御判紙と御判紙書替について知ることができるといえる。
- (16) 千秋文庫所蔵、「出羽国知行高目録 上中下」。これが正保郷帳の写であることについては、前掲註(4)の拙稿参照。
- (17) 前掲註(5)に同じく「大日本古記録 梅津政景日記六」二八九頁。
- (18) 前掲註(15)の「横手市史 史料編 近世Ⅱ」参照。
- (19) 前掲註(8)に同じく「国典類抄 第十卷 軍部全」の五七頁。
- (20) 前掲註(19)に同じ。
- (21) 秋田県公文書館所蔵、AS三一七—一四—二—三「秋田・仙北知行高目録」。
- (22) 秋田県公文書館所蔵、AS三一七—一四—一—二、およびAS三一七—一四—二—四「秋田・仙北知行高目録」。
- (23) 秋田県公文書館所蔵、AS三一七—一四—一—一、AS三一七—一四—一—三、およびAS三一七—一四—二—二「秋田・仙北知行高目録」。この三点の内、最後の「二—二」の端裏に「下書」と記されている。